CORPORATE GOVERNANCE

SMN Corporation

### 最終更新日:2020年6月29日 SMN株式会社

代表取締役社長 石井 隆一

問合せ先:経営企画管理部 03-5435-7930

証券コード:6185

https://www.so-netmedia.jp/

### 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### <u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他</u>の基本情報

#### 1.基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置付け、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2 :株主総会における権利行使】

当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。

招集通知の英訳についても、現状での外国人株主の議決権行使状況に特に問題はないと認識しているため実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、必要だと判断した場合は採用する考えです。

#### 【原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を設けておりません。また、現時点では企業年金制度の設立を予定しておりません。しかしながら、今後設立の検討、及び 設立を行う場合は、アセットオーナーとしての機能を発揮できる体制を構築してまいります。

#### 【原則3-1:情報開示の充実】

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社における経営陣幹部の選解任は、各候補者の能力および実績をもとに、取締役会直轄の諮問機関である、任意の指名報酬委員会の審議をもとに、取締役会の決議により行っております。取締役・監査等委員の候補者指名に関しては、任意の指名報酬委員会の審議をもとに、監査等委員会にて、候補者の経歴や人格及び当社への貢献の可能性など当社の取締役としての適性を事前に確認し同意を得た上で、選任議案を取締役会が決議し、それぞれ株主総会招集通知にて開示しております。

### 【補充原則4-1:取締役会の役割・責務(1)】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主・投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を 正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の見通しを公表することとしております。

現在当社では、中期経営計画を公表しておりませんが、事業執行会議にて中期経営計画を含む長期の全社方針についての議論は活発に行われており、進捗状況の確認や分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行っております。

また取締役会は、事業執行会議で審議された長期の全社方針に関する進捗状況や分析結果について報告を受け、翌事業年度の計画に反映し、 これを決算説明会等の場で株主・投資家に説明することとしております。

### 【補充原則4-1 :取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、最高経営責任者等の後継者の計画について、具体的な監督を行っておりませんが持続的な成長と発展に寄与する人材を確保するため、将来の経営陣幹部となり得る人材に対しては、その職位に応じたトレーニングを階層別に実施し、経営陣幹部の後継者を計画的に育成するものとしております。

### 【補充原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は、現状、十分な情報交換を行っておりますが、必要に応じて独立社外者のみを構成員とする会議を定期的に開催することも検討してまいります。

### 【補充原則4-8 :独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は3名という規模であり、特段筆頭独立社外取締役は選任しておりませんが、経営陣との連絡・調整や監査等委員または 監査等委員会との連携に支障はないと考えております。

### 【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件および、金融商品取引所の定める独立性要件を参照して独立性を判断しております。今後、独立社外取締役を選任する際は、ソニーグループとは関係のない第三者である社外取締役を優先的に選任する方針です。

### 【補充原則4-11 :取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会が合理的かつ適正に行われることを目的に知識・経験・能力が有機的に連携されるように適切な人材を確保する考えでおります。 規模としては、定款で監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は3名以内と定めております。

候補者の指名については任意の指名報酬委員会の審議をもとに、監査等委員会による所定の手続きの上、取締役会において定めることとしております。また、選任方法についても、同じ〈定款で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う(累積投票にはよらない)ものと定めております。

### 【補充原則4-11 :取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現状、社外取締役・監査等委員が必要に応じ取締役会全体の実効性について意見を述べることができるものの、アンケートなどによる実

効性の分析、評価は実施しておりません。実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項とします。

### 【原則5-2:経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主・投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の見通しを公表することとしており中期経営計画は開示しておりません。

重要な経営課題及びその進捗状況については、決算発表において説明を行うこととしております。

現状では策定したものを開示する予定はありませんが、株主の皆様からの要望等により、開示を検討してまいります。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

#### 【原則1-4:政策保有株式】

当社は、投資目的以外の目的で保有するいわゆる政策保有株式を保有していません。また、現時点の株主構成及びビジネスモデルに照らして も、政策保有株式を保有する必要性は高くないと認識しており、具体的な計画もありません。

なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じました場合には、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っており、企業価値の向上に資するものであることを説明するとともに、政策保有に関する方針、及び政策保有株式に係る議決権行使への適切な対応を確保するための基準をそれぞれ策定・開示を行い、その基準にそった対応を行います。

#### 【原則1-7:関連当事者間の取引】

関連当事者取引の実施については、その取引が当社の経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して行う方針であります。

当社では、社外取締役含む全取締役および全執行役員に関連当事者取引等の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に関連当事 者取引等に該当する取引を行う場合は、当社決裁規程・取締役会規程に基づく決裁を必要としており、取引条件の妥当性、当該取引の合理性 (事業上の必要性)等を慎重に検討した上で、取引の適正性を確保する体制を築いております。

### 【原則3-1:情報開示の充実】

#### (1)経営理念等や経営戦略、経営計画

「ミッション」と「ビジョン」、経営目標等を当社ホームページや決算説明資料等にて開示しています。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに対する当社の基本的な考え方と基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおりであり、当社ホームページにも開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

業務執行取締役及び監査等委員の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書にて開示しており、本書における【原則4 - 2 . 取締役会の役割・責務(2)】、【補充原則4 - 2 . 】の該当箇所にて記載しています。また、報酬等の決定に関する手続は任意の指名報酬委員会により決定され、株主総会決議による報酬限度額内で、会社の業績、経営内容、経済の趨勢等に鑑み任意の指名報酬委員会の審議をもとに、決定しています。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明 業務執行取締役候補者や社外取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

### 【補充原則4-1 :取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会の決議事項や経営陣への委任の範囲について、取締役会規程や決裁規程等の社内規程に定めています。

すなわち、取締役会に付議すべき事項として、法令及び定款に基づき取締役会が判断・決定すべきとされる事項のほか、一定額以上の取引や資 産の取得・処分に係る事項等が含まれる旨、取締役会規程にも定めています。

他方、取締役会で審議すべき事項の「事前検討」及び承認、並びに一定額に満たない取引や資産の取得・処分等に係る判断・決定など、業務執行に係る個別具体的な審議のうち取締役会での決定を要しないものは事業執行会議による旨、決裁規程に定めています。

### 【補充原則4-11 :取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

役員の兼任状況は合理的な範囲内と考えており、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行ってまいります。

#### 【補充原則4 - 14 : 取締役・監査役のトレーニング】

当社を取り巻〈法令や経営環境の変化を鑑み、役員の素養の醸成と責務遂行のための知識向上を目的としたトレーニングを適宜行ってい〈方針です。また新任役員に対しては、法務・コンプライアンス等の経営に必要な知識に関し、外部講師を招いてのトレーニングを実施いたします。

### 【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

- (1)取締役執行役員(管理管轄)の直轄部署である経営企画管理部がIR を担当し、株主との建設的な対話を促進しています。
- (2)IR担当部門は、株主との対話を補助するために、財務、経理、法務等と連携し、株主への説明に必要な情報を日常的に収集できる体制を構築しています。
- (3)決算説明会等の充実に努めます。
- (4)経営陣への報告体制を整備し、適宜報告を行っております。
- (5)インサイダー取引防止規程を定め、情報の適切な管理を徹底しています。

### 2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	7,861,200	60.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	764,400	5.92
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	412,500	3.19
中尾 嘉孝	257,200	1.99

BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	159,202	1.23
吉田 悟	150,000	1.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	139,000	1.07
株式会社森本本店	137,900	1.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	126,698	0.98
宮口 文秀	121,600	0.94

支配株主	(組合計を)	なく) (	カ右無
又能挤工	∖ホスヒᠴ┱ <u>┲</u> ┰┎╻	ホヽ」	リ汨無

親会社の有無

ソニー株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 6758

補足説明

#### 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

ソニーグループと当社グループとの間の商取引については、双方の一般取引先と同様に商取引上妥当な条件で取引条件を決定します。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情<sup>更新</sup>

親会社からの独立性の確保について

(1)ソニーグループ内における当社グループの位置づけについて

.当社グループはソニー株式会社を中心とした企業集団(以下「ソニーグループ」という。)に属しております。ソニー株式会社の完全子会社であるソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社の完全子会社(ソニー株式会社の完全孫会社)として当社株式を直接保有する親会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は「エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野」に区分され、当社グループはその中においてインターネット関連サービスを展開する企業集団として位置付けられております。

ソニーグループ内においては、インターネット関連サービスを展開する企業は他にも存在しますが、当社グループは主にRTBを活用したDSPを広告主及び広告代理店向けに提供する事業を国内において展開しており、これらの企業との事業及び展開地域における競合は生じておりません。これらのことから、当社グループ事業に係るソニーグループ内における競合は生じておらず、また現時点では今後発生する予定はないものと認識しておりますが、将来的にソニーグループの経営方針に変更が生じた場合等には、当社グループの業績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2)ソニーグループとの人的関係について

提出日現在、当社取締役8名のうち、当社グループの親会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社およびソニーグループである ソニーマーケティング株式会社 ソニーマーケティングジャパンの業務執行者1名を選任しています。

また、当社グループの事業展開においては、創造性、技術力、実行力、管理能力等さまざまな能力を有する人材を確保する必要があります。しかしながら、インターネット関連ビジネスにおいては人材の流動性が高いため、優秀な人材を適時に採用することは容易ではありません。そのため、当社グループではソニーグループの人的資源を活用し、経営体質の強化と事業の拡大に資するため、これまで出向者を受け入れてきましたが、現在、当社グループの各部門を統括し、承認権限を持つ者は、原則としてソニーグループ各社から当社に転籍しています。

なお、当社取締役会の構成について、2020年3月期に係る定時株主総会においてソニーグループとは関係のない第三者の人員の追加選任を行いソニーグループとは関係のない第三者が1/3以上(取締役8名のうち3名)となりました。将来的には任意の指名報酬委員会の審議をもとに、ソニーグループ出身者が1/2を下回る水準での構成とする方針です。

今後、当社グループに対するソニーグループの出資比率が変更された場合には、これらの人的関係が変動する可能性があります。

### (3)ソニーグループとの資本的関係について

提出日現在において、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は当社株式7,861,200株を保有しており、当社グループはソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の子会社となっております。ソニーグループにおいて、その出資比率は、直接保有、間接保有分を含め、当面過半数が維持される見込みです。しかしながら、何らかの理由によりソニーグループの出資比率が過半数を下回った場合、「So-net」及び「ソネット」を冠した商標やサービスマークの使用に関し、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社と協議することとなっていますが、合意に至らない場合、当該商標やサービスマークを使用することができなくなる可能性があります。このことによって、当社グループの業績や財務状態に影響を与える可能性があるとともに、現在使用している「So-net」及び「ソネット」を冠した商標やサービスマークに代替する手段を講じる必要が生じる可能性

があり、その対応にかかわる費用が発生することになります。また、ソニーグループの出資比率が過半数を下回った場合、特許権においてソニー株式会社の保有する広範な特許資産を利用することができなくなる可能性があり、他社の特許侵害回避や訴訟等への対応で費用が発生し、当社グループの業績や財務状態に影響を与える可能性があります。一方で、ソニーグループの評判が何らかの理由で著しく損なわれた場合、それが当社グループに起因するものでない場合にも、当社グループの業績や財務状態に影響を与える可能性があります。

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) <sup>更新</sup>

氏名			会社との関係( )									
<b>以</b> 有	属性		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
金川 裕一	他の会社の出身者											
佐渡島 庸平	他の会社の出身者											
吉村 正直	他の会社の出身者											
相内 泰和	他の会社の出身者											
本間 俊之	他の会社の出身者											

### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d.e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)<sup>更新</sup>

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金川 裕一			金川裕一氏が代表取締役会長職を務める、横河レンタ・リース株式会社と当社グループは電子機器レンタル等の取引がありますが、当該取引は当社グループの年間取引高の0.1%未満であることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	会社経営の経験が豊富なことから、適切な助言等をいただけるため適任であると判断しました。また、独立役員としての要件をみたしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断し、独立役員として指定しました。

佐渡島 庸平	-	会社経営の経験が豊富なことから、適切な助言等をいただけるため適任であると判断しました。また、独立役員としての要件をみたしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断し、独立役員として指定しました。
吉村 正直	当社親会社のソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の業務執行者とし2011年6月まで従事し、同社の監査役に同月就任後2016年6月をもって監査役を退任しております。	会社経営等の職務経験が豊富でありそれらの見地から、主に当社の事業執行状況について監督できる知見と能力があるものと判断しました。過去、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の監査役に就任しておりましたので社外取締役としての要件は満たしておりますが独立役員には指定しておりません。
相内 泰和	当社親会社のソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の監査役に2006年6月から2013年2月まで在任しておりました。	金融機関等の経営者として経験豊富な見地から、主に経営全般について当社の経営の妥当性について監督できる知見と能力があるものと判断しました。また、社外取締役としての要件は満たしておりますが独立役員には指定しておりません。
本間 俊之	-	経理部門での経験が豊富なことから、適切な助言等をいただけるため適任であると判断しました。また、独立役員としての要件をみたしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断し、独立役員として指定しました。

### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は常勤委員である社外取締役1名とその他の社外取締役2名で構成され、内部監査室との連携により監査を実施しており、経営陣との連絡・調整や監査等委員との連携に支障はないと考えております。このような理由により、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査は、内部監査計画に基づき、 会社の業務運営が法令ならびに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的として実施しております。また、監査結果に ついては、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する体制となっております。

また、監査等委員会は、定期的な監査等委員会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び 業務の調査等を通じて取締役の職務の執行を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止に も取り組んでまいります。また、必要に応じて、内部監査室と意見及び情報の交換を行っております。さらに監査等委員会は、会計監査人より監査 結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効 率性を高めるための取組みを行っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称全委員(名)常勤委員 (名)社内取締役 (名)社外取締役 (名)社外取締役 (名)社外有識者 (名)その他(名)委員長(議長)

指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役

### 補足説明

当社は、取締役会直轄の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。

任意の指名報酬委員会は、(委員長)相内社外取締役、(委員)吉村社外取締役、石井代表取締役、中川取締役の4名で構成しております。 各委員は、社外取締役が半数以上を占める方針のもと、経験および能力等を鑑みて、取締役会にて審議の上、選出することとしております。 なお、任意の指名報酬委員会の開催については、取締役選任及び報酬の改訂時期に合わせ複数回開催し、また必要に応じて適時開催しております。

### 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

#### 業績連動報酬

取締役賞与については任意の指名報酬委員会の審議のもと、連結業績等を勘案し個人毎に配分しております。

#### ストックオプション

株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を付与しており ます。

### その他

取締役(監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式報酬を導入しております。当該譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象となる取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬枠(年額100百万円以内)とは別枠で対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたします。報酬は金銭債権とし、年額20百万円以内でその具体的配分等は任意の指名報酬委員会の審議のもと、取締役会にて決定いたします。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査等委員の報酬等はそれぞれ総額にて開示しておりま す。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、役割、会社への貢献度等を勘案し、任意の指名報酬委員会の審議を踏まえ、株主総会で決議された範囲内において決定し ております.

### 【社外取締役のサポート体制】

現在、毎月開催される取締役会においては、可能な限り事前に資料を配布するなど必要と思われる情報を提供しているほか、適宜必要なサポー トを行っております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全 取締役8名で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。 当社と非業務執行取締役及び社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を 締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

#### b. 監查等委員会

当社の監査等委員会は常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名で組成し、毎月1回の監査等委員会の開催に加え、必要に応じて臨時監 査等委員会を都度開催しております。 同委員会では、取締役の法令·定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効 に実施されるよう努めております。

監査等委員会は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、内部統制システム及び監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問 等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めてお ります。

#### c. 内部監査室

当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長及び 監査等委員会に報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況を提出させる こととしております。なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、随時、監査等委員会及び会計監査人と連携しております。

#### d. 会計監査人

当社はPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題・財務報告に関わる内部統制上の課題につい て、随時協議を行う等、適正な会計処理及びそのための体制構築に努めております。

#### e.任意の指名報酬委員会

当社は、取締役会直轄の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。任意の指名報酬委員会は社外取締役が半数以上を占め ており、取締役の報酬等に関する基本方針及び決定の手続き、並びに取締役の個別の評価及び報酬額等について審議し、取締役会へ答申を行 います。

### 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考え ており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライ アンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが 重要な課題であると位置付け、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社と の関係を踏まえ、社外取締役については当社の経営に必要とされる専門性や総合的知見のもと、取締役会にて積極的かつ適切な発言を行う等、 合理的かつ的確な監督ができる人材を選任しています。

上記に加え、当社は、社外取締役から、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づき独立を確保するようにいたします。 以上の点を踏まえて、社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査に際し、社外取締役は、他の社外取締役、 会計監査人又は内部監査室との間で相互に情報交換を行っており、提言又は報告された事項について検討を行っております。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年の定時株主総会は、6月22日に開催するなど3月決算会社では早期の開催となっております。 招集通知を発送日に当社のウェブサイトに加え、東京証券取引所の適時開示情報閲覧 サービスで開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	上記記載の通り、より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中 日を避けるように考慮して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、電子行使制度は採用しておりません。 招集通知の英訳についても、現状での外国人株主の議決権行使状況に特に問題はないと認識しているため実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、必要だと判断した場合は採用する考えです。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳についても、現状での外国人株主の議決権行使状況に特に問題はない と認識しているため実施しておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関 投資家や海外投資家の比率などの動向をみて、必要だと判断した場合は採用する考えで す。

# 2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家向けに年2回(第2四半期、期末決算発表後)決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料などを掲載しております。 [URL] https://www.so-netmedia.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画管理部がIR活動を担当しております。	

### 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明		
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	「SMNグループ行動規範」としてステークホルダーとの関係について、当社の行動規範を明確に定めております。ステークホルダーに与える影響を十分配慮し、イノベーションと健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求し、持続可能な社会の発展に貢献したいと考えています。		
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適宜開催の決算説明会等を通して情報提供を行っていく方針であります。		

### 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)取締役会は、経営機構及び行動規範・職務分掌その他重要な職務の執行に関する体制や規程を定め、法令遵守を確保する体制を構築する。
- (2)取締役及び従業員等は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- (3)監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席する等、法令に定める権限を行使し、監査等委員ではない取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門・会計監査人と連携・協力の上、監視し検証する。
- (4)内部監査部門は、監査等委員·会計監査人と連携·協力の上、内部統制システムの整備·運用状況を監視し、検証する。
- (5)取締役及び従業員等は、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で対応し、その関係排除に取り組む。
- (6)当社は、法令遵守を確保するための担当部門を定め、社内における法令遵守の推進を目的としコンプライアンス委員会を開催し法令遵守を推進する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び従業員等は、職務の執行に係る情報を、社内規程等に従い、適切に保存、管理する。

- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、リスク管理を統括する規程及び担当部門を定め、当社の損失の危険を管理する。
- 4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、執行役員を選任し、また職務の遂行にかかる社内規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。
- 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)親会社を含むグループ会社との取引に関する体制
- 少数株主保護のため、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違ないことを十分に確認する。
- (2)子会社に関する業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ行動規範、関係会社管理規程等の諸規定を定め、これに沿って子会社の取締役の職務の執行状況の報告体制、リスク管理体制、法令遵守の確保体制を構築する。

また、当社及び子会社の監査等委員ではない取締役及び従業員等は、監査等委員が子会社の調査等を行うことに協力する。

(3)その他の体制

当社は、連結決算を管理する規程及び担当部門を定め、必要に応じて親会社及び子会社と連携し、連結決算を管理する。

- 6.監査等委員がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査等委員補助者」という。)に対する体制
- (1)監査等委員補助者の任命

当社は必要に応じて、監査等委員補助者の任命を行う。

(2)監査等委員補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員補助者の任免及び人事考課については、監査等委員の同意を必要とし、業務上の合理性が認められる範囲で監査等委員ではない取締役からの独立性が確保される。

(3)監査等委員から監査補助者に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査等委員補助者は、内部統制システムの適切な運用のために監査等委員から指示を受けた場合は、これに従って行動し監査等委員の職務を 支援するものとする。

- 7.監査等委員への報告に関する体制
- (1)監査等委員ではない取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制

監査等委員ではない取締役及び従業員等は、監査等委員から事業の報告を求められた場合には、速やかにこれを監査等委員に報告する。また、社内通報制度を利用した通報を受理した者は、ただちに監査等委員にこれを報告する。

(2) 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないための体制

当社は、誠実に通報を行った取締役及び従業員等を、公正にまた丁重に取り扱い、かかる通報者に対する一切の報復措置を許容せず、また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員は、監査等委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、かかる活動計画及び費用計画に従い、監査等委員が行った活動に伴い発生した費用を負担する。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会の監査の環境整備に必要な措置をとる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

新規取引開始時には、外部の調査機関の活用及び既存取引先等からの風評等の信用調査を行うよう規程を整備した上で取引を開始するなど、 反社会的勢力との新規関与を排除する体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、定期的に調査を行う等、継続的なチェック体制 を確立しました。さらには、特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、必要に応じて情報収集を行うことができる体制を構築しております。役職員 に対しては、反社会的勢力との関係がないことを本人に確認するとともに、誓約書を提出してもらうこととしております。

これらの具体的な手続きについては、「反社会的勢力の排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は経営企画 管理部として運用を行っております。

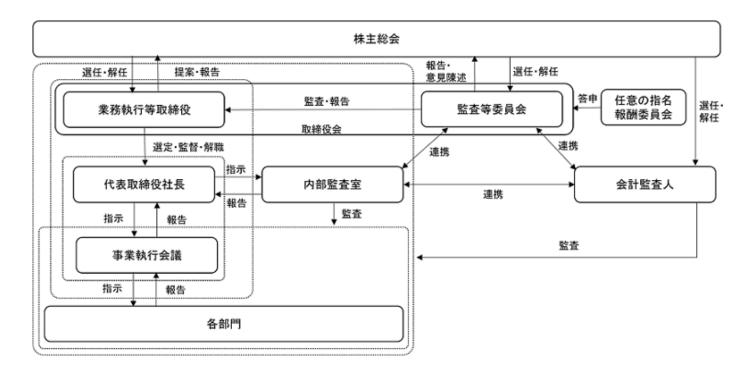
### 1. 買収防衛策の導入の有無

ш,	177 77	ノカーケケー	~ ===	١ -	)有無
	IVKE	海丰	// \ \	$\Lambda \cap$	\ <i>I</i>

なし

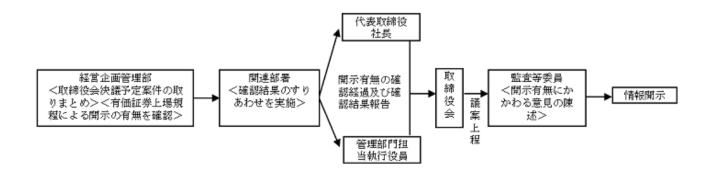
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



# 【適時開示体制の概要(模式図)】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報>



<当社に係る発生事実に関する情報>

